

消食基第402号
健生発0630第5号
令和7年6月30日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

消費者庁次長
(公印省略)

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公印省略)

ミネラルウォーター類におけるP F A S (P F O S 及びP F O A) の成分規格の 設定に関する食品、添加物等の規格基準の一部改正について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示(令和7年内閣府告示第105号)
が本日告示され、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)
の一部が改正されたところであります、改正の概要等につきましては下記のとおりです
ので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏のないようよろしく
お取り計らいをお願いします。

記

第1 改正の概要

清涼飲料水のうち、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」
について、ペルフルオロオクタンスルホン酸(以下「P F O S」という。)及び
ペルフルオロオクタン酸(以下「P F O A」という。)に係る成分規格を設定した。
規格は、P F O S 及びP F O Aの和として0.00005mg/1以下であることとした。

第2 施行期日及び経過措置

告示の日から施行されるものであること。ただし、令和8年3月31日までに製造され、又は輸入された清涼飲料水を加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、なお従前の例によることができる。

第3 運用上の注意

清涼飲料水のうち、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないものの（容器包装内の二酸化炭素圧力が20°Cで98kPa以上のものを除く。）」の製造基準として規定する、「原水は、人為的な環境汚染物質を含むものであつてはならない」（2 清涼飲料水の製造基準 (2)個別基準 1. c)について、PFO S及びPFO Aは、人の健康を損なうおそれのない濃度として、当面の間、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」のPFO S及びPFO Aに係る成分規格の値とすること。また、引き続き、泉源の衛生管理について指導されたい。